

報道機関各位

新たにワイン特区を活用し、 ラベンダーファーム＆ワイナリーが醸造免許取得！

北九州市は、国家戦略特区に指定されており、「世界で一番ビジネスがしやすい環境の創出」と、新ビジョンの重点戦略の1つである「稼げるまち」の実現に向け、これまでに21の国家戦略特区の特例メニューを活用し、28の事業を展開しています。

この度、特例メニュー「特産酒類の製造事業(通称:ワイン特区)」を活用し、「ラベンダーファーム株式会社(代表取締役:奥村 太一郎 氏)がワイン醸造の免許を取得しました。

ブドウを原料とした果実酒を製造しようとした場合、酒類製造免許が必要となり、最低製造数量基準「6kℓ」を満たす必要がありますが、特例メニューを活用することで、この基準を「2kℓ」とし、小規模な醸造場でも製造を始めることができます。

これまでの「ワタリセファーム＆ワイナリー」(若松区)、「ドメーヌ・ル・ミヤキ」(小倉南区)に引き続き、3番目の活用となります。

北九州市では、サービス産業振興の一環として、地元食産業の地域ブランド化を目指し、魅力発信や販路拡大等、積極的に支援しています。今回の件を契機に、北九州産のワインの魅力を国内外に広く発信し、さらなる発展につなげていきます。

ご周知のほどよろしくお願ひします。

活用事業者について

- (1) 事業者名 : ラベンダーファーム株式会社(小倉北区)
- (2) 醸造場名 : ラベンダーファーム＆ワイナリー(門司区)
- (3) 免許取得 : 令和8年1月13日
- (4) その他(事業者より)

障害者雇用によるブドウ栽培やワイン醸造を進めることで、
「障害者の通常雇用促進」を目指す事業を展開予定



今後の予定

- (1) 令和8年1月～3月 令和7年産ブドウを用いたワイン醸造
- (2) 令和8年4月 ワイン関連イベント開催(予定)
- (3) 令和8年5月～9月 令和8年産ブドウ収穫
- (4) 令和8年9月～ 令和8年産ブドウを用いたワイン醸造

【問い合わせ先】

- ・ 特区制度に関すること
政策局 政策課 TEL:093-582-2302
担当:[課長]高岡、[係長]江口
- ・ 食品関連産業支援に関すること
産業経済局 サービス産業政策課 TEL:093-582-2050
担当:[課長]大庭、[係長]長野